

公立大学法人京都市立芸術大学特任教員規程

(平成24年12月11日理事長決定)

(平成25年3月15日一部改正)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人京都市立芸術大学（以下「法人」という。）において雇用する特任教員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において特任教員とは、教育並びに研究及び特定の大学運営業務に従事するため、期間を定めて雇用する教授、准教授及び講師をいう。

(要件)

第3条 特任教員は、法人の教員選考基準に定める教授、准教授及び講師と同等の資格を有する者とし、京都市立芸術大学の特定プロジェクト推進のための特任研究員等に関する規程に基づく者を除く。

(業務)

第4条 特任教員の従事する業務は、次のとおりとする。

- (1) 専攻の領域における教育及び研究
- (2) その他理事長が必要と認める業務

(任命)

第5条 特任教員は、専攻の推薦により教授会及び教育研究審議会の議を経て、理事長が任命する。

(雇用期間)

第6条 特任教員の雇用は、5年以内とする。

(給与)

第7条 特任教員の給与に関する事項は、別に定める。

(勤務条件)

第8条 特任教員の勤務時間その他勤務条件については、この規程に定めるもの及びこの規程において別に定めることとされている事項を除き、公立大学法人京都市立芸術大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）の規定を準用する。ただし、就業規則第1

1 条から第 1 3 条, 第 2 0 条及び第 2 1 条の規定は準用しない。

(その他)

第 9 条 この規程の実施に関し必要な事項は, 理事長が別に定める。

附 則

この規程は, 平成 2 4 年 1 2 月 1 1 日から施行する。

附 則

この規程は, 決定の日から施行する。